

議案第 11 号

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴う満3歳以上限定小規模保育事業の創設並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う理学療法士等を保育士とみなすことができる特例の創設により、所要の改正を行うとともに、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う所要の規定整備を行いたく、本案を提案した。

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は幼児」の次に「（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項中「第7条第1項」を「次条第1項」に、「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」）を「法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」）に改め、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第2項第3号中「第2号」を「前号」に改める。

第17条第3項中「(昭和40年法律第141号)」を削る。

第18条の見出しを「(家庭的保育事業所等内部の規程)」に改め、同条中「次」を「次の各号」に改め、同条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第23条第2項中「特区法()」を「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)」に改める。

第27条に見出しとして「(小規模保育事業の区分)」を付し、同条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人」を「 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士とし、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号中「(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人」を「 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育

士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士とし、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号において同じ」を「第4号において同じ」に改め、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定

保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改め、「第 29 条第 3 項」及び「第 44 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

（四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に改め、「改正後の四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の家庭的保育事業等条例」という。）」を、「第 47 条第 2 項の規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の家庭的保育事業等条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は適用しない。この場合において、この条例による改正前の四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第 1 条中四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この項において「条例」という。）目次の改正規定、第 3 条第 1 項の改正規定、第 2 条及び次項の規定 公布の日
 - （2）第 1 条中条例第 13 条の改正規定 令和 8 年 12 月 25 日

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。